

介護保険福祉用具購入の取り扱い

福岡県大牟田市
2026年4月
(2026年3月24日追記)

要支援1、2または要介護1～5の認定を受けた方が、日常生活の自立を助けるためや、介護者の負担を軽くするために必要な福祉用具で、かつ福祉用具購入費の支給対象となる種類（特定福祉用具）を、特定福祉用具販売事業者として県等に指定を受けた事業者から購入した場合、その費用の一部が福祉用具購入費として支給されます。



1. 対象となる福祉用具

種目	内容	使用が想定しにくい状態・要介護度 ※1
①腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの	・座位保持ができない ・つかまらないで歩行できる ・移動が自立している ・要支援
	洋式便器の上に置いて高さを補うもの	
	電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの	
	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室で利用できるものに限る)	
②自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもので、要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの	・排尿が自立している
③排泄予測支援機器	常時装着し、膀胱内の尿量を推定できるもので、一定の量に達した際に居宅介護者等又はその介護を行う者に自動で通知できるもの	・排尿が自立している ・排尿が全介助である
④簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの	・つかまらないで歩行できる ・移動が自立している ・要支援
⑤移動用リフトの吊り具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの	・移乗が自立又は見守りが必要 ・つかまらないで立ち上がりできる ・要支援、要介護1、2
⑥入浴補助具	○入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの	

⑥入浴補助具	○浴槽用手すり 浴槽のふちを挟み込んで固定することができるもの	
	○浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの	
	○入浴台 浴槽のふちにかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの	
	○浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの	
	○浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの	
	○入浴用介助ベルト 身体に巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの	
⑦スロープ ※2	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの (便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く)	
⑧歩行器 ※2	脚部の杖先がゴム等のもの (車輪やキャスターがついている歩行車は除く)	
⑨歩行補助つえ ※2	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖 (松葉杖は除く)	

- ※1 令和6年8月2日老高発0802厚労省老健局高齢者支援課長通知「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」
- ※2 スロープ、歩行器、歩行補助つえは身体状況等により、貸与もしくは購入のいずれかを選択することができます。利用者には貸与と販売のいずれかを選択できることや選択に当たって必要な情報提供を行ってください。
- ※ 使用が想定しにくい状態・要介護度であっても、個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合がありますのでご相談ください。

2. 支給方法

福祉用具購入費の支給方法には、「受領委任払い」と「償還払い」があります。

※介護保険料の滞納がある場合は、受領委任払いでの支給を受けることができません。

【受領委任払い】

利用者が費用の1割、2割または3割を事業者に支払い、後日、市が保険給付分を利用者の委任を受けた事業者に支払います。

【償還払い】

利用者が費用の全額をいったん事業者に支払い、後日、市から保険給付分（費用の9割、8割、または7割）を利用者に支払います。

3. 申請上の注意

- ケアマネジャーが作成するケアプラン(居宅サービス計画)及び福祉用具専門相談員、福祉用具プランナーが作成する特定福祉用具販売計画に位置付けることが必要です。
ただし、福祉用具購入以外のサービスの利用がない場合は、居宅サービス計画書は必要ありません。
- 福祉用具購入の領収日が計画作成日より前の日付になっている場合は対象となりません。
- 生活保護を受給している方は購入前に、必ず保護課への申請が必要ですので、注意してください。
- 介護保険料を滞納している方は、受領委任払いにより支給を受けることができませんので、福祉用具を購入する前に利用者に必ず確認してください。
- 購入前に購入品が国の定める種目に該当するものか、購入は利用者の心身状況等を鑑み適切なものであるか十分に検討してください。疑問点がある場合は、購入前に大牟田市にお尋ねください。
- 申請書の申請者署名は自筆で書いてください。代筆をする場合は、代筆者の氏名・続柄を記入してください。
- 代筆者が家族以外の場合は、代筆の理由を記入してください。
(例：本人が字を書くことができないため など)
- 申請の際に、本人の本人確認書類と提出者の本人確認書類が必要になります。
- 誤記入した場合は二重線で取消しの上、申請者の印鑑で訂正印を押してください。(修正テープ不可)
- 1枚の申請書で3点までしか請求はできませんので、購入数が3点を超える場合は、申請書類を分けて作成・提出してください。
例) スロープ5点購入の場合→3点と2点に分けて申請書類を2枚提出
※領収書はそれぞれ別に発行してください
- メンテナンス及び消耗品等にかかる費用は、利用者と事業者の個別契約に基づき決定されるものとなりますので、介護保険対象外である旨の承諾を得てください。
交換可能な部品が破損した場合は、その部品代のみが保険給付の対象となる場合があります。
購入前に大牟田市にお尋ねください。
- 同一種目の購入は原則1回です。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、再度購入ができることもあります。購入前に大牟田市にお尋ねください。

- ・当該福祉用具が破損し、修理不能の場合
- ・介護の必要な状態が著しく悪化したことにより、その用具では用をなさなくなった場合
- ・その他特別な事情がある場合

4. 支給申請提出書類

○居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

【添付書類】

- ① 特定福祉用具販売計画書（利用計画）※本人の同意が確認できるもの
- ② 福祉用具購入サービス提供証明書（受領委任払い用）・領収書
※償還払いの場合は領収書原本
- ③ 福祉用具のパンフレット等（写し可）
- ④ 福祉用具購入報告書（設置後の写真）
- ⑤ その他必要書類

[同一種目を再購入する場合] 破損した福祉用具の写真、以前購入した福祉用具の写真

[部品交換ができない場合] 修理不能証明書等

[特注品の場合] 見積書

[排泄予測支援機器を購入する場合] 医学的な所見のわかるもの

[スロープを購入する場合] 設置場所記載の平面図

※ その他特別な機能の付いた用具は、特定福祉用具販売計画書の選定理由に必要な理由を詳細に記入してください。疑問点がある場合は、購入前に大牟田市にお尋ねください。なお、Pトイレの脱臭・暖房の機能については、特別な機能には含みません。

（例：洗浄付Pトイレ、ラップ付Pトイレ、自動計測Pトイレ、家具調Pトイレ、オーダー品等）

【申請の際に必要なもの】

本人の本人確認書類と提出者の本人確認書類

5. 支給申請の流れ

購入後、支給申請書の提出を受け、内容確認後に支払いを行います。

支払う時期は、原則次のとおりです。

購入した月（領収日）の翌月10日までの提出分	⇒	提出日の当月末払い
11日以降の提出分	⇒	提出日の翌月末払い

ただし、次に該当する場合は、支払い条件を満たしてから申請してください。

		支払い条件
① 新規・区分変更申請中に購入	⇒	要介護（要支援）認定の確定後
② 入院・入所・ショートステイ中の購入	⇒	在宅生活復帰後（外泊は不可）
③ 小規模多機能での連泊中の購入	⇒	在宅生活復帰後
④ 死亡後に購入	⇒	支給しません。

6. 支給限度額

支給限度基準額の上限は、1人につき1年間(4月1日から翌年の3月31日まで)に10万円です。

年度の支給限度額を超過している、または残額不足である場合、支給できない場合があります。

7. 問合せ先

大牟田市福祉課介護保険担当 TEL : 0944-41-2683

大牟田市ホームページ掲載の質問票の入力フォームをご活用ください。

質問票入力フォーム <https://logoform.jp/form/Cu6n/863550>

(質問票)

